○農林水産省経済産業省令第四号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第百十二条第二号の規定に基づき、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十一月十三日

農林水産大臣　宮下　一郎
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　高市　早苗

商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令

商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後	改正前
別表第二（第四十八条関係）	別表第二（第四十八条関係）
商品取引所	商品取引所
（略）	（略）
株式会社堂島取引所	株式会社堂島取引所
商品市場	商品市場
数量	数量
（略）	（略）
農産物市場	農産物市場
千二百枚	千二百枚
上場商品構成品又は上場商品指数の種類	上場商品構成品又は上場商品指数の種類
（略）	（略）
（削る。）	米穀
大豆（米国産大豆）	大豆（米国産大豆）
小豆	小豆
とうもろこし	とうもろこし
（略）	（略）
数量	数量
（略）	（略）
（削る。）	二十枚
二十枚	二十枚
二十枚	二十枚
五十枚	五十枚
（略）	（略）

附　則

この省令は、令和五年十一月二十三日から施行する。